

入札説明書

この入札説明書は、茨城県立中央病院の夜間看護補助者派遣業務に係る入札の執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟知のうえ入札書を提出すること。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記2に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
夜間看護補助者派遣業務
- (2) 業務の内容
別添仕様書のとおり。
- (3) 契約期間
令和6年6月1日から令和7年3月31日までとする。
- (4) 履行場所
茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵 6528

2 担当部局

〒309-1793
茨城県笠間市鯉淵 6528
茨城県立中央病院事務局
入札手続関係 経理課 内線 2025
仕様関係 看護局 内線 2301
電 話 0296-77-1121
F A X 0296-77-2886

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年2月29日茨城県告示第254号）に基づく入札参加資格を有する者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 過去3年間に許可病床数500床以上の医療機関において、夜間看護補助派遣業務に係る実績が複数あること。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をしたものを除く。）
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 入札参加資格等の確認

- (1) 競争入札参加者は、次のとおり持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）（様式第3号）に下記に掲げる3(4)から(8)の内容を履行できることを証明する書類等を添付のうえ1部提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加者又はその代理人は、職員の求めに応じ書類等の内容について説明しなければならない。

ア 労働者派遣事業の許可の写し

イ 入札参加者の概要（組織図、事業概要及び目的、従業員数、資格者の種類及び人数、実績）

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを証する書類（誓約書）

エ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1項から同条第3号に規定する者でないことを証する書類（誓約書）

- (2) 提出期限

令和6年4月24日（水）午後5時まで

いずれも休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

- (3) 提出方法

持参により提出すること。

- (4) 提出先

2の担当部局に同じ。

- (5) 入札参加確認通知書

入札参加資格の合格・不合格について審査し、一般競争入札参加確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

5 開札の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和6年5月10日（金）午前10時30分から

- (2) 場 所 茨城県立中央病院 本館2階 大会議室

- (3) 開札は、参加者又はその代理人が出席して行うものとする。参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うので、開札日の前日までにその旨を連絡すること。

- (4) 入札会場には、参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前号の立会い職員以外の者は入場することができない。

- (5) 参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札会場へ入場することができない。

- (6) 参加者又はその代理人は、特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで入札会場を退場する事はできない。

- (7) 入札会場において、次のいずれかに該当する者は当該入札会場から退去させることがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者。

イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

7 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書に記載する金額は、1時間あたりの単価とし、業務の提供のほか、付帯する諸経費を含めた金額を見積もるものとする。

イ 参加者は、入札書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ2の担当部局に提出すること。

ウ 提出は持参によるものとし、郵送、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

エ 落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

オ 入札書及び入札にかかる文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

カ 代理人が入札する場合には、入札書提出時に委任状（様式第2号）を提出すること。

キ 参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額についての訂正は認めない。

(2) 入札書の提出日時及び場所等

ア 日 時 令和6年5月10日（金）午前10時30分

イ 場 所 茨城県立中央病院 本館2階 大会議室

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札。

(3) 入札書に記載すべき事項の記載がない又は記載した事項が明らかでない入札。

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、郵送、電話及びファクシミリによる入札。

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札。

(7) 指定の日時まで提出されなかった入札。

(8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(10) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。

(11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札。

9 落札者の決定方法等

(1) 茨城県病院局会計規程第114条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(2) くじ引きにおいて、参加者又はその代理人等直接入札者がくじを引くことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 落札者がいない場合は、再度入札に移行する。そのため、再度入札に参加する意思のある者は、再度入札のための入札書を持参すること。

10 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、必ず2の担当部局へ持参又は郵便により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

11 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。そのため、見積書を提出する意思のある者は、見積書を持参すること。

12 契約書作成

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 労働者派遣料金にかかる基本料金の契約単価については、落札者の入札書に記載された金額とする。
- (4) 労働基準法に定める1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超える超過勤務時間及び22時以降翌朝5時まで（以下「深夜」という。）の勤務時間に関する派遣料金は次のとおり計算する。超過勤務時間は25%の割増しとし、労働基準法に基づく法定休日勤務時間は35%の割増しとする。深夜の勤務時間は25%の割増しとする。また、超過勤務時間又は法定休日勤務時間が深夜にかかる場合には、当該深夜の勤務時間についてはそれぞれの勤務時間ごとに定める割増率に25%を加算した割増率で派遣料金を計算する。

13 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。

14 その他

- (1) 落札者において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置がとられることがある。
- (2) 参加者又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 入札等のため、院内に立ち入る場合は、夜間入口を利用し、体温測定を受けた上で交付された訪問事業者証を首から下げること。